

(仮称) 砂欠山太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書について

1 統括的事項について

- (1) 本事業の実施に関しては、周辺の住民及び農業者等に対して丁寧に説明し、十分な理解を得るように努めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

2 水環境について

開発時並びに供用開始後における雨水流出量の増加及び濁水流出が懸念されることから、調整池の配置、構造、容量及び排水ルート等について各管理者と協議のうえ、十分に配慮した設計とすること。

3 地質について

造成工事及び施設建設にあたっては、あらゆる気象条件及び災害等を考慮し、土砂流出等の災害の未然防止の観点に立ち、十分配慮した設計とすること。

4 植物について

残置森林及び造成森林については、外周林帯として十分な配置に努め、適正な管理を行うこと。

5 景観について

景観に対する環境影響の調査及び予測は、調査地点からの視認の可否のみであり、太陽光パネルからの反射光による環境影響についての調査、予測を実施していないことから、反射光による景観への影響を考慮した調査、予測及び評価を行うこと。

6 廃棄物について

- (1) 供用後、劣化した太陽光パネルが相当量発生すると考えられることから、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」を参考として、太陽光パネルに係る保管中の有害物質の漏洩防止及び処理について、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (2) 伐採樹木等のチップ化等による現場利用については、必要と認められる用途で使用する。また、使用量については必要最小限の量とし、敷設場所、敷設厚さ、マルチング処理するサイズ等について配慮すること。